

次期多摩市交通マスタープラン策定委託公募型プロポーザル方式による募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

次期多摩市交通マスタープラン策定委託

(2) 事業概要

本件については、計画期間を平成30年度から令和6年度とする現多摩市交通マスタープランの後継計画となる、次期多摩市交通マスタープラン（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画）の策定を行うため、各種調査・分析、各種資料作成、計画案作成及び関係会議体の運営支援等を委託するものです。

(3) 多摩市で想定する業務内容

実施条件：①、② - ア及び③等の結果等については、市域全体及び8つの地域ごとにまとめてください。（8つの地域ごとの区分けについては、本資料の最終頁を参照してください）

① 多摩市の地域公共交通に係る各種データ・資料の収集、調査、分析等

実施時期：令和6年度中には必要作業の大方は完成させ、令和7年度は時点修正、フォロー作業等になると想定

ア 人口動向、人口分布、市内の移動特性、地形及び施設の立地等の多摩市の地域特性の把握に向けた作業

イ 市内の公共交通網、公共交通機関の利用状況等の把握に向けた作業

※ 市内の路線バスにおけるシルバーパス利用状況の把握調査も含む

ウ 国及び東京都における地域公共交通施策（法令、計画、基本方針、補助金事業等）に係る動向等

エ 多摩市の関連行政計画等の確認、整理等（庁内組織は立ち上げませんが、必要に応じて、都市計画、経済観光、福祉部門等とのヒアリング等も想定）

オ その他次期多摩市交通マスタープラン策定に必要な各種データ・資料の収集、調査、分析等

② 市民・利用者ニーズの把握等

ア 各種アンケートの実施

実施時期：令和6年度中には必要作業の大方は完成させ、令和7年度はフォロー作業等になると想定

※ 無作為抽出アンケート等を実施する場合、対象者のデータは多摩市から提供しますが、封筒の準備、郵便料の負担、発送等のその他の作業は全て委託費用に含めてください。また回収方法については、郵送にこだわらずweb回答による方法等も可とします。

イ ワークショップ等の開催

開催時期：令和7年度第1四半期ごろを想定

開催場所：市内3ヶ所（聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター・唐木田）ごとに1回／計3回を想定

ウ 報告会等の開催

開催時期：令和7年度第3四半期ごろを想定（パブリックコメント実施時期と合わせて）

開催場所：市内3ヶ所（聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター・唐木田）ごとに1回／計3回を想定

エ パブリックコメント

実施時期：令和7年度第3四半期ごろを想定

オ その他次期多摩市交通マスタープラン策定に必要な市民・利用者ニーズの把握等

③ ①及び②の内容等も踏まえた移動需要の予測、市の特性（強み・弱み）・課題の把握、課題に対する対応策（今後の社会状況の予想される変化を踏まえた）といった具体的な提案等

実施時期：令和6年度から令和7年度にかけて、素案、案の作成業務と連携して実施するものと想定

④ 多摩市地域公共交通会議（法定協議会）の運営支援業務

※ 次期プランの作成にあたっては、本会議以外にも部会（主に交通事業者等で構成される）も立ち上げる予定です。

※ 多摩市地域公共交通会議（法定協議会）については、下記リンク先を参照ください。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/shingikai/toshikoutsu/1006116/1006117.html>

開催時期：令和6年度については最大で年3回開催、令和7年度については最大で年6回開催を想定

ア 会議資料の作成、会議への出席等

⑤ 次期多摩市交通マスタープラン素案、案の作成業務

実施時期：令和6年度からの①、②の業務等の結果等を踏まえ、素案等について検討を始めますが、具体的な形となるのは令和7年度に入ってからと想定

ア 素案の作成～印刷（多摩市では素案でパブリックコメントに臨んでいます）

イ 案の作成～印刷（パブリックコメントでの意見等を反映したものとなります）

⑥ 成果物の納入

ア 調査報告書（業務の各段階で作成された成果をまとめたもの）50部

イ 次期プラン及び概要版 各100部

ウ その他関連資料 一式

エ 成果品の電子データ 一式（多摩市でも修正及び印刷可能なファイル形式（ワード・エクセル及びPDFファイル）でCD-ROM又はDVD-ROMに格納し納品）

⑦ 東京都、国等の補助金申請に係る資料作成等

本事業については、東京都が実施する『東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金』事業を活用する予定です。

⑧ 道路交通課交通係との打ち合わせ・調整等

(4) 契約予定日

令和6年8月中旬から下旬予定

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日

(6) 契約目途額

	税抜	税込 (消費税・地方消費税含)	備考
合計	21,900,000円	24,090,000円	
令和6年度	12,900,000円	14,190,000円	
令和7年度	9,000,000円	9,900,000円	債務負担行為設定

(7) 支払条件

年1回払い 令和6年度分と令和7年度分に分け、各年度の出来高に応じた適正な請求に基づき支払います。

(8) 契約仕様

最終的な契約仕様については、提案依頼書及び標準書要求書に基づき、事業者から提案された内容を踏まえた多摩市と最適受託候補者間の協議を経て、決定します。

2 プロポーザルを採用する理由と期待する導入効果

本件については、大きな転換期を迎え、先行きの見通しが難しくなっている公共交通という分野における計画の策定の委託先となる事業者を選定するにあたり、一般的な入札では評価が難しい、事業者が

有する知識、調査・分析力、先見力及び実績等をあわせて評価し、もって、業務の質的効果高めるとともに、効率的な業務遂行を担保すべく、より適切な事業者を選定するためにプロポーザルを採用するものです。

また、本件におけるプロポーザルの実施にあたっては、期待する導入効果の実現のために、より多くの事業者の方にご参加いただけるよう公募型により進めることとします。

3 参加条件

本プロポーザルへの参加を可能とする事業者の条件（以下「参加条件」という。）は、下記事項のすべてに該当するものとします。

なお、(6)を除き、各項目における要件判定の時点は参加募集締切日とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格を有する者で、①から③の要件をすべて満たす者であること。
 - ① 申請先自治体に「多摩市」の登録があること。
 - ② 東京都、神奈川県、埼玉県に事業所を有する者であること。
 - ③ 「都市計画・交通関係調査業務」の業種の登録があり、共同格付けが「B」以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、多摩市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 多摩市からの指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を逸したと認めた場合は除く〕にないこと。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない）
- (6) 関東地方1都6県内の他の自治体において、①から③のいずれかに係る受託実績（平成31（令和元）年度～令和5年度に契約したもので、既に履行を完了しているもの）があること
 - ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画（以下「法定計画」という。）の策定
 - ② 法定計画ではない①と同等の計画の策定
 - ③ 地域公共交通政策または個別の地域公共交通事業に係る調査・分析等（単なる交通量調査は除外します）

4 スケジュール

令和6年 4月17日	公示
令和6年 5月 7日	参加募集締切
令和6年 5月10日	参加決定通知送付
令和6年 5月21日	質問受付締切
令和6年 5月31日	質問に対する回答
令和6年 6月12日	提案書受付締切
令和6年 6月28日	第一次審査結果通知
令和6年 7月16日	第二次審査実施 ※ 本業務に従事する予定の担当者の方の参加を条件とします。
令和6年 8月 8日	最適受託候補者通知
令和6年 8月 中旬	仕様書の協議
令和6年 8月 中旬 ～下旬	契約締結

5 提案依頼の内容と提案書作成要領

提案依頼の内容は、多摩市が求める要件に対しての具体的な実現方法と、それに係る費用及び有益な提案とします。提案依頼内容の詳細や提案書の作成方法、提出に関する事項については、「次期多摩市交通マスタープラン策定委託提案依頼書」をご参照ください。

なお、次期多摩市交通マスタープラン策定にあたっては、計画内容の質的向上を目指すことは当然としながらも、その策定過程においては、効果的な取組を効率よく進めることに重点を置き、時間、経費、作業の徒費を可能な限り防止することを目指します。

つきましては、本プロポーザルへの参加をご希望する事業者の皆様から、これまでの実績の中で得られた知見、アイデア等について、積極的にご提案いただくことを期待しています。

6 審査委員会

次期多摩市交通マスタープラン策定委託に関する審査は下記の審査委員会を設置して行います。なお、本件審査に係り、委員に不当に接触した者又は接触しようとした者は失格とします。

(1) 委員会名称

次期多摩市交通マスタープラン策定委託に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）

(2) 委員構成

- ① 都市整備部長
- ② 健康福祉部障害福祉課長
- ③ 都市整備部都市計画課長
- ④ 都市整備部ニュータウン再生担当課長
- ⑤ 都市整備部交通対策担当課長

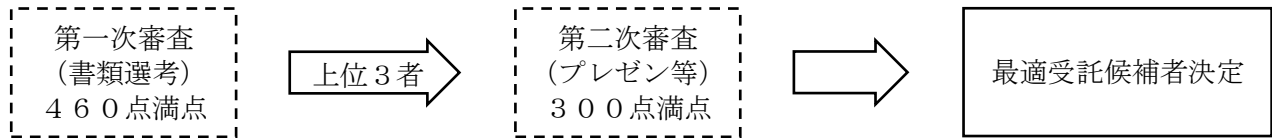
7 審査方法等

審査方法は二段階方式とし、第一次審査では書類選考を実施し、提案書の採点等を行い、その得点の上位3者を第一次審査通過者とします。

第二次審査では第一次審査通過者による提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、採点を行い、最適受託候補者並びに次席者を選定します。

なお、第二次審査のプレゼンテーションについては、本業務に従事する予定の担当者が出席し、審査委員会の委員との質疑応答に対応することを条件とします。

日程については、前頁「4 スケジュール」をご参照ください。



(1) 審査項目及び配点等

① 第一次審査

No.	審査項目	配点
1	企画提案	委員5人×60点 =300点
2	提案の実現能力・体制	委員5人×10点 =50点
3	提案価格	80点
4	参加事業者の過去実績	30点
		満点：460点

※ 審査項目1及び2は審査委員会の委員による審査とし、3及び4は事務局による審査とします。

② 第二次審査 (非公開)

No.	審査項目	配点
1	提案内容の的確性・実効性等	委員5人×60点 =300点
		満点：300点

※ 審査委員会の委員による審査とします。

予定所要時間

ア プレゼンテーション／30分以内 (入退室の時間含む)

イ 質疑応答／20分以内

8 提案書等の無効等について

提案書受理後の追加・修正等は認めません。また、以下の条件にひとつでも該当した場合は無効とし、失格とします。

- (1) 本募集要項に合致しないもの。
- (2) 本プロポーザルに関して、審査委員会の委員と接触または連絡したもの。
- (3) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明したもの。

9 参加申込等について

(1) 提出資料

- ① 様式1 (PDFファイルに変換したうえで提出してください)

(2) 提出方法及び提出先

電子メール、郵送、窓口のいずれかにより提出してください。

① 電子メール

tm284100@city.tama.tokyo.jp

② 郵送・窓口

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係 (東庁舎2階)

※ 電子メール、郵送で提出いただく場合は、別にお電話で提出した旨を「(4) 問い合わせ先」にある担当者までお知らせ下さい。

(3) 募集締切期日

令和6年5月7日 (火) 17時まで (必着)

(4) 問い合わせ先

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係／福島・阿部
042-338-6826（直通）

(5) 参加決定

参加申込をされた事業者のうち、参加要件を満たしたと多摩市が判断する事業者には令和6年5月10日（金）を目途に参加決定通知を電子メールにて送付します。

1.0 質問及び回答

(1) 本プロポーザルへの質疑は、質問書（様式は任意）により、多摩市都市整備部道路交通課交通係まで電子メールにより提出してください。（提出先：tm284100@city.tama.tokyo.jp）

※ お電話で提出した旨を上記「問い合わせ先」にある担当者までお知らせ下さい。

(2) 質問書の受付期限は、令和6年5月21日（火）正午必着とします。

(3) いただいた質問への回答は、全ての参加事業者の皆さんに令和6年5月31日（金）午後5時までに電子メールにより回答します。

1.1 その他

(1) 最適受託候補者・次席者もなった場合は、事業者名等を公式ホームページに公開します。

(2) 提案書類の扱いについて

ア 選考作業に必要な範囲等において複製する場合があります。

イ 書類一式は返却しません。

ウ 選定され（契約に至っ）たものの著作権は多摩市に帰属します。

エ 選定されなかったものの著作権は提案された参加事業者に帰属します。

オ 選定されなかったものは、公文書となるため情報公開請求の対象となります。

カ 提案された参加事業者に無断で当該プロポーザル以外の用途に使用しません。

(3) 本プロポーザルへの応募に係る書類作成及び提出等に要する費用は、すべて参加事業者の負担とします。

以上

8 地域の町丁字の対応表

地域名	町丁字名	地域名	町丁字名	地域名	町丁字名
第1地域	関戸1丁目	第4地域	和田	第7地域	貝取2丁目
	関戸2丁目		百草		貝取3丁目
	関戸3丁目		落川		貝取4丁目
	関戸4丁目		東寺方		貝取5丁目
	東寺方1丁目		東寺方3丁目		豊ヶ丘2丁目
	一ノ宮1丁目		和田(百草団地)		豊ヶ丘3丁目
	一ノ宮2丁目		和田3丁目		豊ヶ丘4丁目
	一ノ宮3丁目		諏訪1丁目		豊ヶ丘5丁目
	一ノ宮4丁目		諏訪2丁目		豊ヶ丘6丁目
第2地域	連光寺1丁目	第5地域	諏訪3丁目	落合2丁目	
	連光寺2丁目		諏訪4丁目	落合3丁目	
	連光寺3丁目		諏訪5丁目	落合4丁目	
	連光寺4丁目		永山1丁目	落合5丁目	
	連光寺5丁目		永山2丁目	落合6丁目	
	連光寺6丁目		永山3丁目	南野1丁目	
	聖ヶ丘1丁目		永山4丁目	南野2丁目	
	聖ヶ丘2丁目		永山5丁目	山王下1丁目	
	聖ヶ丘3丁目		永山6丁目	中沢1丁目	
	聖ヶ丘4丁目		乞田	中沢2丁目	
	聖ヶ丘5丁目		貝取1丁目	唐木田1丁目	
	馬引沢1丁目		豊ヶ丘1丁目	唐木田2丁目	
	馬引沢2丁目		落合1丁目	鶴牧1丁目	
	第3地域		関戸5丁目	第6地域	愛宕1丁目
関戸6丁目		愛宕2丁目	鶴牧3丁目		
貝取		愛宕3丁目	鶴牧4丁目		
桜ヶ丘1丁目		愛宕4丁目	鶴牧5丁目		
桜ヶ丘2丁目			鶴牧6丁目		
桜ヶ丘3丁目			南野3丁目		
桜ヶ丘4丁目					